

埼玉県再犯防止関係機関連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県における再犯防止に関する施策を推進するため、埼玉県再犯防止関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 埼玉県再犯防止推進計画の目標達成に向けた施策に関すること。
- (2) 埼玉県再犯防止推進計画の取組に係る進捗状況の評価等に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関及び団体の関係者で構成する。

- 2 連絡会議には議長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 議長は、会務を総括し、これを代表する。
- 4 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する副議長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、令和5年度に就任した委員については、令和7年3月31日までの任期とする。

- 2 任期満了前に委員が退任し、後任として就任した委員については、前任者の残任期間を任期とする。

(会議の招集)

第5条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要があると認められた場合、オブザーバーを出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 連絡会議は、原則公開とする。ただし、出席した構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、埼玉県福祉部社会福祉課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

埼玉県再犯防止関係機関連絡会議構成員

	関係機関・団体名称
1	さいたま地方検察庁
2	さいたま保護観察所
3	川越少年刑務所
4	さいたま少年鑑別所
5	東京矯正管区
6	埼玉県保護司会連合会
7	埼玉県更生保護女性連盟
8	更生保護法人 埼玉県更生保護観察協会
9	更生保護法人 清心寮
10	特定非営利活動法人 埼玉県就労支援事業者機構
11	埼玉県 BBS 連盟
12	埼玉県地域生活定着支援センター
13	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
14	埼玉労働局
15	埼玉弁護士会
16	獨協大学